

社会福祉法人扶社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人扶社会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 理事に対しては、各年度の総額が六十万円、監事に対しては各年度の総額が二十万円、役員等総額で壹百万円を超えない範囲で、本規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

例外として、理事が月に10日以上かつ1日4時間以上、法人及び施設業務のために出勤をする場合、常勤理事として各年度の総額が六百万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

役員等の報酬は別表1に定める。

尚、評議員の報酬については定款の第八条（評議員の報酬等）で別に定める。

(報酬等の内容)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額、交通費等については実費を支払うものとする。

(2) 役員等が職務のため法人及び施設の運営のために業務に当たった場合は、別表に定める額、交通費等については実費を支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(役員退職功労金)

第6条 非常勤理事及び監事及び評議員について役員退職功労金を退職後速やかに支給する。

但し次の各号の一に該当するものについては、退職功労金を支給しない。

- ①法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ②刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③定款に規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

役員退職功労金については別表 2 に定める

(報酬等の支給方法)

第 7 条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席し、又は法人及び施設業務のために出勤した都度、現金で支給する。

但し、理事に月額にて報酬を支給する場合は、計算月の翌月 10 日（支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日）に振込により税金等を控除し支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年 6 月 18 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）常勤理事

	月額
月に10日以上かつ1日4時間以上法人及び施設業務のための出勤	500,000円

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

上記の日額については源泉所得税徴収後の差引支給額とし、月額報酬額については源泉所得税額等を加算する前の金額とする。

別表2（役員退職功労金）

在任期間	支給金額
2～10年	100,000円
10年以上	200,000円

上記の金額については源泉所得税徴収後の差引金額とする。